

令和7年12月 5日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所 三重県松阪市魚町1693番地

医療法人の名称 医療法人 増山医院

理事長名 増山 幸子

電話 0598 (23) 5941

決 算 届

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 増山医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県松阪市魚町 1693 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成2年12月10日

(4) 設立登記年月日 平成2年12月19日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
医院	医療法人増山医院	2410705293	三重県松阪市魚 1693 番地	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月15日 令和6年9月期決算の決定

令和7年11月20日 令和8年9月期事業計画及び支出予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 2

法人名 医療法人 増山医院
 所在地 三重県松阪市魚町1693番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和7年 9月 30日現在)

1. 資 産 額 128,075 千円
 2. 負 債 額 3,563 千円
 3. 純 資 産 額 124,512 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	67,482
B 固 定 資 産	60,593
C 資 産 合 計 (A+B)	128,075
D 負 債 合 計	3,563
E 純 資 産 (C-D)	124,512

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 増山医院
 所在地 三重県松阪市魚町1693番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和7年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	67,482	I 流動負債	3,563
II 固定資産	60,593	II 固定負債	0
1 有形固定資産	7,348	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	2,716	負債合計	3,563
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	50,529 0	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基金	20,000
		II 積立金	104,512
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	124,512
資産合計	128,075	負債・純資産合計	128,075

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 増山医院
 所在地 三重県松阪市魚町1693番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	50,191
2 事業費用	54,498
本来業務事業損失	△ 4,307
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 4,307
II 事業外収益	2,767
III 事業外費用	0
経常損失	△ 1,540
IV 特別利益	90
V 特別損失	340
税引前当期純氏損失	△ 1,790
法人税等	570
当期純損失	△ 2,360

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 増山医院

理事長 増山 幸子 殿

私（注1）は、医療法人 増山医院の 令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年 11月 20日

医療法人 増山医院

監事 曾原 三重子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。